

資 料 提 供

平成 28 年 11 月 7 日
 課 名 建設産業課
 担当者名 西原
 内線電話 3822
 直通電話 082-513-3822

建設業者に対する監督処分について

次のとおり、平成 28 年 11 月 7 日に、建設業法に基づき建設業者の監督処分を行いました。

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	ひかり軌道工事有限会社	代表者氏名	光田 潤一
主たる営業所の所在地	広島市南区東駅町一丁目 6-12		
許可番号	広島県知事許可 (般-28) 第 28126 号		
許可を受けている建設業の種類	とび・土工工事業		

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 28 年 11 月 7 日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第 29 条第 1 項第 2 号(同法第 8 条第 11 号該当)		
処分の内容			
許可の取消し (とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し)			
処分の原因となった事実	欠格要件該当		
ひかり軌道工事有限会社の元取締役は、同社の取締役であった当時、刑法第 208 条違反により可部簡易裁判所から罰金 10 万円の判決を受け、平成 27 年 3 月 21 日にその刑が確定した。このことが、建設業法第 29 条第 1 項第 2 号に該当する。			